|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **入　　札　　書**  　　案件名　　音声録音転送装置　一式 | | | | | | | | | | |
| 入札金額 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |  |
|  | | | | | | | | |
| 上記の物品については、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。  　 令和７年　月　　日    和歌山県こころの医療センター院長　様  住 所  　　　　　　 商号又は名称  代表者職氏名       （代理人の場合）  氏 名  | | | | | | | | | | |

　注）１　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除い

た金額を入札書に記載すること。

　　　　２　記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」または「￥」

を記入すること。

　　　　３　金額を訂正したものは、無効とすること。

　　　　４　金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。